(二)　検討

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第三条関係）

(三)　施行期日

この法律は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行することとした。

◇雇用保険法等の一部を改正する法律（法律第一四号）（厚生労働省）

一　雇用保険法の一部改正関係

1　目的の改正

労働者が子を養育するための休業をした場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図ることを雇用保険の目的として追加するものとした。（第一条関係）

2　育児休業給付の新しい給付の体系への位置付け

(一)　育児休業給付金について、失業等給付の雇用継続給付から削除するとともに、失業等給付とは別の章として育児休業給付の章を新設するものとした。（目次及び第一〇条第六項関係）

(二)　改正前の育児休業給付金に係る規定を削除するとともに、(一)で新設する章に同内容を規定するものとした。（第六一条の六～第六一条の八関係）

(三)　失業等給付で措置されている未支給の失業等給付、返還命令等、受給権の保護及び公課の禁止の規定について、育児休業給付について準用するものとした。（第六一条の六第二項関係）

(四)　国庫は、育児休業給付について、当該育児休業給付に要する費用の八分の一を負担するものとした。（第六六条第一項関係）

(五)　一般保険料徴収額に育児休業給付率（一、〇〇〇分の四の率を雇用保険率で除して得た率をいう。四の2において同じ。）を乗じて得た額は、育児休業給付に要する費用に充てるものとした。（第六八条第二項関係）

3　高年齢被保険者の特例

(一)　次に掲げる要件のいずれにも該当する者が、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に申し出た場合には、当該申出を行った日から高年齢被保険者となることができるものとした。（第三七条の五第一項関係）

(1)　二以上の事業主の適用事業に雇用される六五歳以上の者であること。

(2)　一の事業主の適用事業における一週間の所定労働時間が二〇時間未満であること。

(3)　二の事業主の適用事業（申出を行う労働者の一の事業主の適用事業における一週間の所定労働時間が厚生労働省令で定める時間数以上であるものに限る。）における一週間の所定労働時間の合計が二〇時間以上であること。

(二)　事業主は、労働者が(一)の申出をしたことを理由として、労働者に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならないものとした。（第七三条関係）

4　育児休業給付の改正

被保険者期間の計算方法の改正

被保険者期間が一二箇月（特定理由離職者及び特定受給資格者にあっては六箇月）に満たない場合は、賃金の支払の基礎となった日数が一一日以上であるもの又は賃金の支払の基礎となった時間数が八〇時間以上であるものを一箇月として計算するものとした。（第一四条第三項関係）

5　高年齢雇用継続給付の改正

高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金の額は、各支給対象月に支払われた賃金の額に一〇〇分の一〇（当該賃金の額が、みなし賃金日額に三〇を乗じて得た額の一〇〇分の六四に相当する額以上であるときは、みなし賃金日額に三〇を乗じて得た額に対する当該賃金の額の割合が逓増する程度に応じ、一〇〇分の一〇から一定の割合で逓減するように厚生労働省令で定める率）を乗じて得た額とするものとした。（第六一条第五項関係）

6　雇用安定事業の改正

五の1の高年齢者就業確保措置の実施等により高年齢者の雇用を延長する事業主に対して、必要な助成及び援助を行うことについて、雇用安定事業として行うことができるものとした。（第六二条第一項関係）

7　会計法の特例

年度の平均給与額が修正されたことにより、厚生労働大臣が自動変更対象額、控除額又は支給限度額を変更した場合において、当該変更に伴いその額が再び算定された失業等給付及び育児休業給付があるときは、これらに係る未支給の失業等給付及び育児休業給付の支給を受ける権利については、会計法第三一条第一項の規定を適用しないものとした。（第七四条第二項関係）

8　報告徴収及び立入検査の対象の追加

報告徴収及び立入検査の対象に、被保険者等を雇用し、又は雇用していたと認められる事業主を追加するものとした。（第七六条第一項及び第七九条第一項関係）

9　国庫負担の改正

(一)　令和二年度及び令和三年度の各年度における失業等給付、育児休業給付等の支給に要する費用に係る国庫の負担額については、国庫が負担すべきこととされている額の一〇〇分の一〇に相当する額とするものとした。（附則第一四条第一項関係）

(二)　雇用保険の国庫負担については、引き続き検討を行い、令和四年四月一日以降できるだけ速やかに、安定した財源を確保した上で雇用保険法附則第一三条に規定する国庫負担に関する暫定措置を廃止するものとした。（附則第一五条関係）

二　労働者災害補償保険法の一部改正関係

1　目的の改正

事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者（以下「複数事業労働者」という。）の二以上の事業の業務を要因とする事由による負傷、疾病、障害又は死亡に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを労働者災害補償保険の目的として追加するものとした。（第一条関係）

2　複数事業労働者に対する新たな保険給付の創設

業務災害に関する保険給付及び通勤災害に関する保険給付と並び、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡に関する保険給付を創設するものとした。（第七条第一項第二号関係）

3　給付基礎日額の算定方法の特例

複数事業労働者の業務上の事由、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする事由又は複数事業労働者の通勤による負傷、疾病、障害又は死亡により保険給付を行う場合は、当該複数事業労働者を使用する事業ごとに算定した給付基礎日額に相当する額を合算した額を基礎として、厚生労働省令で定めるところによって政府が算定する額を給付基礎日額とするものとした。（第八条第三項関係）

4　会計法の特例

年度の平均給与額等が修正されたことにより、厚生労働大臣が労働者災害補償保険法第八条の二第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率、同法第八条の三第一項第二号に規定する厚生労働大臣が定める率等を変更した場合において、当該変更に伴いその額が再び算定された保険給付があるときは、当該保険給付に係る未支給の保険給付の支給を受ける権利については、会計法第三一条第一項の規定を適用しないものとした。（第四二条第二項関係）

三　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の一部改正関係

1　国の施策

国が総合的に取り組まなければならない事項として、次に掲げるものを追加するものとした。

(一)　労働者の職業選択に資するよう、雇用管理若しくは採用の状況その他の職場に関する事項又は職業に関する事項の情報の提供のために必要な施策を充実すること。（第四条第一項第六号関係）